

第52回

全青司しずおか 全国研修会

日時 2024 11/2^土・3^日
[令和6年]

会場 グランシップ
静岡県コンベンションアーツセンター

GRANSHIP
Shizuoka Convention & Arts Center

なんとか
ならんか!

なんとか
ならんか!



第52回

全青司しずおか 全国研修会

日時 令和6年 11月2日^土・3日^日

会場 グランシップ 静岡県コンベンション
アーツセンター

主催 全国青年司法書士協議会

主管 静岡県青年司法書士協議会

後援 関東ブロック司法書士会協議会
静岡県司法書士会

実行委員会事務局

〒424-0204

静岡市清水区興津中町1171番地の10 エスペリオ2階B

事務局長 堀池 晃市

TEL:054-369-7778 FAX:054-369-7779

E-mail: glawyer@mail.wbs.ne.jp

全青司しずおか全国研修会 ホームページ

www.zenseishi-shizuoka2024.com

なんとか
ならんか!

第52回

全青司しずおか 全国研修会

CONTENTS

開催趣旨・テーマ		2
ごあいさつ	全国青年司法書士協議会 会長	3
	全青司しずおか全国研修会 実行委員長	4
	静岡県青年司法書士協議会 会長	5
開催概要	研修会・懇親会のご案内、タイムスケジュール	6
全体会	基調講演	8
分科会	第1～12分科会紹介	10
研修会資料の事前ダウンロードのご案内		23
研修会参加・懇親会・宿泊のご案内		25
参加助成金について		28
協賛広告		29

私達は司法書士として仕事をしている中で、日々様々な相談を受けています。慣れている依頼内容であれば、その場でどう対処すべきか判断してどう進めるかを依頼者に説明しスムーズに仕事を進めていけると思います。

しかし、相談の中にはどう判断して進めればいいのか即座にはわからないものも当然あります。時間に余裕があればじっくり調べてなんとかしようと頑張ることもできます。

ただ、業務歴が長くなり、仕事量が増えてくるとそのような余裕は無くなり、他に詳しい先生がいるから紹介するということもあるかもしれません。

また、仕事をしている中で「なぜこんな煩雑な手続をする必要があるのか」であったり、「こんな制度はおかしい」と考えることも少なくありません。

それでも制度を変えるなんて大それたことはそうそうできませんし、やがてはそんなことを考えてもしょうがないと諦めてしまうのかもしれません。

しかし、そこで諦めてしまっただけでは最終的に迷惑を被るのは依頼者、ひいては国民です。

（司法書士の使命）

司法書士法第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。

司法書士法の規定にあるとおり、司法書士には「自由かつ公正な社会の形成に寄与する」使命があります。

自分にできるか判らない仕事や不合理な制度にぶつかった時、諦めてしまっただけでは何のための使命なのか分かりません。

そこで今回の研修テーマを「なんとかならんか!」としました。

このテーマには壁にぶつかった時に簡単には諦めず、なんとかならんか!と解決する方法を考えていこう!というメッセージが込められています。

しずおか全国研修会では壁を乗り越えるための勇気や技術を与えてくれる研修を多数ご用意しております。

静岡の地で全国の皆様にお会いできるのを楽しみにしております。



第52回全青司しずおか 全国研修会開催にあたり

全国青年司法書士協議会

会長 **坂田 亮平** Ryohei Sakata

今回で52回目を迎える全青司の全国研修会は、静岡県青年司法書士協議会の主管により、静岡県静岡市において開催されます。

本研修会のテーマは「なんとかならんか!」です。1872年の司法職務定制以来の150年を超える司法書士の歴史を振り返ると、目の前の市民の抱えた問題に対して、共に「なんとかならんか!」と考え行動し、愚直に寄り添ってきた姿が浮かび上がります。司法書士は、市民のために、登記、裁判所提出書類作成、後見、簡裁代理と活動の領域を徐々に拡大し、またそれを市民のために還元するというサイクルの中で、必要とされる形に進化を遂げてきたと言えます。

さて、令和元年に改正された司法書士法の施行により、使命規定が創設され、改めて「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」(司法書士法第一条)ことが宣言されました。私たちは、今一度、この意味を噛みしめ、日々の業務に当たる必要があります。

社会が進化していくためには、様々な課題を克服しなければなりません。現代の社会は、先人たちが様々な社会問題に対して「なんとかならんか!」と奮起し、闘ってきた結果の産物と言えます。ところが、貧困や差別の問題はいまだに社会に蔓延しています。こうした中、司法書士は法律家として、自由かつ公正な社会の形成を目指し、市民と共に社会問題に対して「なんとかならんか!」と声を上げていく役割を担っています。私たちは、常に目の前の業務に大きな社会問題が潜んでいることを忘れてはなりません。その本質に気づくマインドや、実際に問題を解決する勇気と行動力、問題を解決する技術を身につけることも重要です。

全国研修とは、全国から青年司法書士が集い、実行委員会の思いの詰まった基調講演や、最先端の分科会を通じて、実務上の課題、そして、社会問題を突破していくための新たな視点が見つかる場です。2024年11月2日、3日は、是非とも静岡にお越しください。明るい未来のために、共に学びましょう。全国の皆様と静岡の地でお会いできることを心から楽しみにしています。



なんとかならんか!

全青司しずおか全国研修会

実行委員長 **櫻井 健一** Kenichi Sakurai

こんにちは。しずおか全国研修会の実行委員長の櫻井健一です。

しずおか全国研修会のテーマは「なんとかならんか!」です。

私は補助者時代に修業した事務所の先生の影響もあるのかもしれませんが、基本的に依頼を断らないことにしています。

しかし、当然未熟な私に全ての案件を完璧にこなすことなどできるはずがありません。それでも私にとって依頼者からの依頼を断ることは助けを求めている方の手を振り払う行為のような気がしてなるべくしたくありません。

その結果、経験のない仕事を手探りでやることになります。そして後から振り返ってみると、もっといい対処方法があったのではないかと悔やむことも少なくありません。

それでも私はなんとかならんか!と自分ができることを考えているつもりです。

また、私は法令に対しこれはおかしい、なんとかならんか!と考えることがあります。本来人の為に存在している法令であるはずですが、その法令により苦しんでいたり無用な負担を強いられている方がいます。

しかしなんとかしたい!との気持ちがあってもそのための知識や技術が無ければなんともなりません。

今回の研修では皆さまに世の中にある問題をなんとかしたい!と考えていただき、私達司法書士にはその力があるのだと気付いていただきたいと考えています。

そして、今回の研修ではそれらの問題をなんとかするための考え方や知識・技術を持った方々の貴重なお話を聞くことができます。

私達司法書士が「なんとかならんか!」と世の中に存在する問題に立ち向かうことによって、司法書士の使命である「自由かつ公正な社会の形成に寄与する」ことができるのではないのでしょうか。

静岡の地においでいただき、皆様と共に学びを深められることを楽しみにしております。



静岡へようこそ!

静岡県青年司法書士協議会

会長 **牧野 賢努** Kento Makino

全国の若き同職の皆様に静岡の地へお集まり頂き、「なんとかならんか!」をテーマに全国研修会の開催の機会を頂きましたことを、静岡県青年司法書士協議会を代表して心より御礼申し上げます。

昭和40年、日本司法書士会連合会が全国研修会の継続的な開催を決定しました。ところがその後の法務省民事局からの日司連全国研修会の内容の批判を受け、昭和47年に日司連全国研修会は廃止、同年から全国青年司法書士協議会を主催団体として、これまで51回、うち静岡で3回、そして、今回で4回目となる第52回の全青司全国研修会を静岡で開催することができ、その受け継がれた歴史の重さを感じながら、また一つその歴史を刻めることを大変光栄に思います。

更に遡ること司法書士の約150年の歴史は、いつの時も安泰な時間を過ごすことの許されないものでした。「代書屋」、「書士」、時には「劣位下等な職能集団」と評されたこともありまし。それでも、未だ見果てぬ「フロンティア」を追い求めて「正念場」を乗り越え、困難を「突破」してきた先人達の努力があったからこそ、今の私たちがあります。この現実には満足しない「なんとかならんか!」とする反骨精神に満ち溢れた姿勢は、いつの時代の司法書士にも普遍的に求められる姿勢でしょう。受け継がれた歴史を自分の利益のためだけに利用する目的でのパンフレットを手取る人はいません。

初めて静岡県青年司法書士協議会が全国研修会の主管会を引受けた第20回全青司静岡全国研修会のパンフレット、静岡全国研修会趣旨の冒頭は、「司法書士が『我々は法律家である』と自認してから久しい。」と始まります。今の私たちが自らを「法律家」と呼ぶとき、どこか恥ずかしさや背伸びをしている感覚はありませんか。その恥ずかしさや背伸びしている感覚が、今日の雲一つない青空のように鮮やかに晴れたときに依頼者や国民、或いは社会が私たちのことを「法律家」と呼んでくれると信じています。

私たちが未来をつくりましょう。襷を自ら受け取ることを選択した私たちは、司法書士の未来をつくる必要がある。

なんとか
ならんか!

第52回

**全青司しずおか
全国研修会**

開催日	2024年11月2日(土)・3日(日)
テーマ	なんとならんか!
研修会場	静岡県コンベンションアーツセンター / グランシップ 〒422-8019 静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号 TEL:054-203-5713 FAX:054-203-6710
研修会登録料	10,000円 ※9月27日(金)までにお申し込みの方は研修会登録料を早期割引の9,000円とさせていただきます。
申込期限	2024年10月15日(火)
主催	全国青年司法書士協議会
主管	静岡県青年司法書士協議会
後援	関東ブロック司法書士会協議会 / 静岡県司法書士会
実行委員長	櫻井 健一
事務局長	堀池 晃市
事務局	〒424-0204 静岡市清水区興津中町1171番地の10 エスペリオ2階B TEL:054-369-7778 FAX:054-369-7779 E-mail:glawyer@mail.wbs.ne.jp

懇親会のご案内

日時	令和6年11月2日(土) 19:00~21:00(受付開始18:30)
懇親会会場	ホテルアソシア静岡 〒420-0851 静岡市葵区黒金町56番地 TEL:054-254-4141 FAX:054-255-6520 https://www.associa.com/sth/
料理	着席方式
飲み物	瓶ビール、ウイスキー、焼酎、ソフトドリンク、ワイン
会費	研修会参加登録者 10,000円 同伴者 10,000円 キッズプレート 3,200円 <small>※キッズプレートは小学校低学年位までを対象とします。 ※小学生未満のお子様でお食事が不要な場合は無料です。</small>

研修会タイムスケジュール

11月2日(土)

11:30	受付	開始
11:30	託児室受付	開始
12:30	開会式	
13:00	全体会	開始
14:30	全体会	終了
15:00	分科会	開始
18:00	分科会	終了
19:00	懇親会	開始
21:00	懇親会	終了

11月3日(日)

9:00	受付	開始
9:00	託児室受付	開始
9:30	分科会	開始
12:30	分科会	終了
12:50	閉会式	開始
13:20	閉会式	終了

基調講演

基調講演

専門家による、
社会の变え方。

INTRODUCTION 実行委員会による紹介文

泉先生が政治家を志した原点は、障害を持った弟さんに対する周囲の対応が余りにも冷たく、「冷たい社会」へ『復讐』したいと思ったことだそうです。平成23年から12年間兵庫県明石市長を務め、その間、子どもを大切に作る街づくりを推進し、子どもの医療費や給食費の無料化、養育費の立替払制度などの画期的な政策を実現されました。前例に囚われない発想と実行力は、制度を変えて社会をより良くする気概に満ちており、学ぶところが多いと考えます。

泉先生は、市政の本質を見極め、どうすれば市民に優しい町を作れるかを常に考えて市政運営を行ってこられました。泉先生の既得権益を持つ者との軋轢を恐れず改革を実行していく勇氣と行動力は、日々「なんとかならんか!」と思いながら実務対応に当たる我々青年司法書士が、社会をより良くするための行動を起こす際の大きなヒントを与えてくれるに違いありません。

講師

泉房穂氏



PROFILE 講師プロフィール

弁護士・社会福祉士・元衆議院議員・前明石市長
 昭和38年8月19日生(60歳)東京大学教育学部卒
 NHKディレクターを経て平成9年より弁護士、平成12年いずみ法律事務所を開設し、庶民派弁護士として活動。
 平成15年から平成17年まで衆議院議員。犯罪被害者基本法や振り込め詐欺防止法などの議員立法を担当。
 平成23年から令和5年まで明石市長
 18才までの医療費無料、第2子以降の保育料無料、中学校の給食費無料、公共施設の遊び場無料、おむつ定期便(満1才まで)無料、養育費の立替払、面会交流支援等の政策を実施。
 明石市において10年連続の人口増加、人口増加率中核市で全国1位、地価7年連続上昇、税込8年連続増加等の実績を挙げた。
 令和6年4月株式会社ホリプロに所属。

著書

社会の变え方 日本を政治を諦めていたすべての人へ	(ライツ社、2023)	※読者が選ぶビジネス書グランプリ2024政治・経済部門受賞
子どものまちのつくり方 明石市の挑戦	(明石書店、2019)	
少子化対策したら人も街も幸せになったって本当ですか?	(KADOKAWA、2023)	
政治はケンカだ! 明石市長の12年	(講談社、2023)	
「豊かな日本」はこう作れ! “政治ムラ”の常識を覆す	(ビジネス社、2023)	
日本が減びる前に 明石モデルがひらく国家の未来	(集英社、2023)	
20代をどう生きていいのかわからない オッチャンが語ります	(さくら舎、2023)	
10代からの政治塾 子どもも大人も学べる「日本の未来」の作り方	(KADOKAWA、2024)	
去り際の美学	(実業之日本社、2024)	

11/2^土

第1分科会	不動産登記制度再考 ～行政法の視点から制度の本質に迫る!～ [担当] 全青司 司法・司法書士制度等研究対策委員会
第2分科会	なんとかならんか!戸籍制度 ～家族単位から個人単位へ～ [担当] 全青司 民法・不動産登記等研究委員会
第3分科会	貧困×空き家のソーシャルビジネス [担当] 岡山県青年司法書士協議会
第4分科会	初学者のための商事契約入門【2024】 [担当] 全青司 企業支援推進委員会
第5分科会	司法書士の司法書士による司法書士のための生活再建支援塾! ～とある司法書士の債務整理理念の継承/本来の債務整理をとりもどせ!!～ [担当] 全青司 生活再建支援推進委員会
第6分科会	司法書士が未成年後見に取り組む意義 [担当] 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部

11/3^日

第7分科会	所有者不明土地解消・活用のレシピ ～私たちがなんとかします! [担当] 静岡県青年司法書士協議会 司法書士 中里功
第8分科会	なんとかならんか、子どものための面会交流 [担当] 全青司 人権擁護委員会
第9分科会	誰もが司法に繋がれる世の中のために ～司法書士の役割～ [担当] 全青司 司法アクセス推進委員会
第10分科会	「生きる」を支える専門家とは ～大川小学校津波被災事件国家賠償訴訟から考える～ [担当] 本人訴訟支援研究会
第11分科会	「意見の表明とキャンセル・カルチャー」 ～よりよい共存社会の実現のため～ [担当] 全青司 憲法委員会
第12分科会	AI時代の司法書士超・業務効率化 令和最先端の土業DXセミナー [担当] 司法書士 久松秀之

第1分科会

不動産登記制度再考
～行政法の視点から制度の本質に迫る!～

[担当] 全青司 司法・司法書士制度等研究対策委員会

開催趣旨

当委員会は、司法制度及び司法書士制度を研究することで、市民にとって有用な制度の未来の実現に資するために活動している委員会です。

新しい法制度の正しい理解、DX化への対応、新しい制度や技術の社会的課題の抽出・制度提言などを積極的に行いたいと考えています。

今年(2024年)は、相続登記義務化元年とも呼ばれ、義務を課せられる市民にとって、相続登記への関心は以前よりも高まっていることが、実際の相談件数などからも感じられます。

各地の法務局では、相続登記義務化に伴い、自分で申請を行う人のためのマニュアルの整備や、手続案内窓口の拡充を行っています。このような法務局の行政サービスを頼りに行う本人申請が増加する中、法務局は、相談対応、補正対応といった負担を強いられていたり、申請人の実体法の理解不足や誤認により、実体と異なる登記が実行されたといった事態は皆さんも少なからず耳にしたことがあるのではないのでしょうか。

登記官に形式的審査権しかない現在の登記制度は、実体法上の判断やその過程が重要な要素であることも多く、司法書士は日々、実体法上の権利関係の調査、把握に努めていることと思います。「書類を揃えて申請すれば誰でも簡単に登記ができる」というある意味で誤った理解に基づく運用は、事実を公示するという登記制度への信頼を揺るがす事態に発展する可能性をもちあわしているのではないのでしょうか。

この「なんとかならんか!」という問題を考えるにあたり、まずは、法務局の持つ機能に着目し、法務局の行政庁としての役割、「登記」の法的性質、そして「行政機関と関わる」という視点での司法書士の役割を、民法や不動産登記法からだけでなく、行政法学の視点から検討してみてもどうかと考え、本分科会を企画しました。

研修内容

第1部 京都大学 法学研究科教授「原田 大樹 先生」による基調講演

第2部 パネルディスカッション / 原田大樹先生と当委員会メンバーによるパネルディスカッション

※研修内容は一部内容が変更となる可能性があります。予めご了承ください。

PROFILE

原田 大樹 氏

出身：福岡県北九州市

専門：公法学（行政法学）

現職：京都大学法学系（大学院法学研究科）教授（法曹養成専攻）

著書・論文

『グラフィック行政法入門』（新世社・2017年）

『現代実定法入門一人と法と社会をつなぐ[第3版]』（弘文堂・2023年）ほか多数

論文：「行政法学から見た不動産登記法」秋山靖浩編『新しい土地法』（日本評論社・2022年）117-147頁

「行政法学から見た相談支援」法律時報94巻1号（2022年）31-37頁

「官報電子化法の理論的意義」ジュリスト1598号（2024年）62-68頁ほか多数

第2分科会

なんとかならんか! 戸籍制度 ～家族単位から個人単位へ～

担当 全青司 民法・不動産登記等研究委員会

開催趣旨

戸籍法が改正され、令和6年3月1日から、戸籍証明書等の広域交付や戸籍届出時における戸籍証明書等の添付不要の取り扱いが開始しました。今後、更なるネットワーク化が進められることにより、司法書士の戸籍の職務上請求は減少していくかもしれません。しかし、マイナンバー制度の利活用が進む中で、改めて考えてみると、そもそも戸籍制度はいまだ必要なのでしょうか？

私たち民法・不動産登記等研究委員会は、昨年度、「無戸籍問題」や「選択的夫婦別姓制度」について研究を行いました。その中で、戸籍制度が市民を苦しめる共通の原因になっているのではないかという疑問が発生しました。

戦後、「家」制度の廃止に伴う民法及び戸籍法改正から、まもなく80年が経過しようとしています。社会や家族の在り方、戸籍制度をとりまく状況も大きく変化している今、時代に合った戸籍制度の進化を求めてなんとかならんか、なんとかしたい想いで私たちは研究を始めました。

本分科会では、家族法を専門に研究されている二宮周平先生を講師にお招きし、戸籍制度の歴史と現状、今後の課題についてご講義いただきます。また、委員からこれまでの研究の成果を発表すると共に、司法書士として私たちが取り組めることを皆さまと一緒に考える時間とする予定です。

業務で日々触れてきた戸籍制度について、普段考えたことのない視点から、今後の在り方を一緒に考えてみませんか。私たち司法書士がなんとかなんかできることがあるはずですよ。

研修内容

- ・委員による報告
- ・外部講師による基調講演
- ・パネルディスカッション等

※今後の研究成果により内容を一部変更する場合がございます。予めご了承ください。



PROFILE 二宮 周平 氏

1951年横浜生まれ、松山で育つ。
大阪大学大学院博士課程中退、1985年から立命館大学法学部、定年退職後も立命で勤務。
立命館大学名誉教授、法学博士（大阪大学）。
専攻は家族法。
主な著書として『家族法（第5版）』、『新版 戸籍と人権』、
編著として『新注釈民法(17)』、『現代家族法講座全5巻』など。

第3分科会

貧困×空き家のソーシャルビジネス

担当 岡山県青年司法書士協議会

開催趣旨

司法書士が、これまで社会課題として取り組んできた空き家問題や、貧困問題等の課題に対して、「ソーシャルビジネス」という観点からアプローチした事例について、研究する分科会です。講師である合同会社Renovate Japan代表甲斐隆之氏は、幼少期に父親を亡くし、母と共に社会のセーフティネットに支えられて育ったという原体験があります。「人が生きづらい状況に陥るのは、社会構造によるところが大きいのではないか」という気づきから、「生まれや育った環境によって、生活や機会の格差が生じる世界の仕組みを変えたい」と思うようになったそうです。

合同会社Renovate Japanでは、「リノベーター」と呼ばれる生活支援を受ける人たちが、今まで空き家だった物件の整備済みの空間に住み込み、自ら残りの改修作業の補助に参加することで、給料を発生させ、就労や住まいの確保などの生活基盤を整える事業を行っています。「リノベーター」は基本的に他の支援団体からの紹介です。完成後の物件に家賃を支払い、住み続けることも可能で、就労や適切なセーフティネットへ繋がることにより、この事業を卒業します。もちろんボランティアではなく、改修された物件をシェアハウスやゲストハウスなどの形で運用することで、収益化にも成功しています。また利用料の一部がそのまま社会貢献に繋がる施設等へ送られる仕組みもあり、より社会貢献の高い企業として今注目されています。

司法書士の歴史も社会課題と向き合う歴史でした。多くの司法書士が、「社会のためになんとかならんか!」という高い志を持って活動するも、多くの苦労と挫折を味わってきた歴史でもありました。今回、この分科会では、そういった司法書士の強い課題意識に対して、「ソーシャルビジネス」という観点を普通の業務に取り入れることで、社会的に意味のある活動に対しての持続性、営利性を学べる機会を提供します。いつもと違う観点から社会課題を見ること、発想することで、司法書士の可能性を上げましょう。

研修内容

第1部 合同会社Renovate Japan 代表 甲斐隆之氏による講演

第2部 グループディスカッション

※研修内容は一部内容が変更となる可能性がございます。予めご了承ください。



PROFILE 甲斐 隆之 氏

合同会社Renovate Japan 代表。
幼少期から「生きづらさ」を感じ、一橋大学に進学後の授業で、貧困等の社会問題に興味をもつ。大学時代は、学生団体の同志と積極的に活動し、卒業後は公共事業のコンサルティングに従事する。官民連携やまちづくり政策を担当し貢献した。その後、退職し、2020年10月にRenovate Japanを創業。途中、アジア地域の貧困削減に取り組む国際機関、アジア開発銀行で研究員も兼任した。
今夏には、焼津にて、初の宿泊事業であるCRAFTHOTEL西町DOCKを計画中。

第4分科会

初学者のための商事契約入門 【2024】

担当 全青司 企業支援推進委員会

開催趣旨

企業支援推進委員会は「登記に留まらない企業支援の在り方を考える。」という理念の下で活動をしています。司法書士がその知識・権能を活かすことができるのは、商業法人登記に留まらないより広範囲の分野に及ぶと考えているからです。これまでも様々な事項について研究を行い、その成果を過去の全国研修会の場で発表してきました。

その中で当委員会が重要と考えて実施してきたのが、司法書士による商事契約の支援の実践です。全国に商事契約支援の実務に取り組む仲間を増やすべく、過去にも2度、全国研修会の場で取り上げてきました。

企業活動は日々の取引の集積であり、その取引における契約(=契約書の作成)が非常に重要になってきます。ただ、その一方で、特に中小零細企業においては、顧問弁護士などによる契約業務の支援を受ける機会のないことも多く、汎用性の高いひな型そのままの契約書を、個々の事例に合わせることなく用いているケースや、そもそも契約書の作成すらなされない場合も見られます。このような現状の中、我々司法書士が関与する企業に対し、登記に留まらない契約の場面でも支援をすることができれば、より地域企業の利益に資するものと考えています。近年、契約法を含む民法債権法分野に関する大きな改正もあり、改めて契約について学ぶことは、我々が企業支援を行うにあたって大きな意義があると考え、本分科会を企画しました。

現在、登記件数の減少や新たな技術の台頭など、我々を取り巻く業務環境はこれまで以上に目まぐるしく変化しています。登記業務に留まらない、より付加価値の高い業務の実践や、司法書士がその権能をより活かすことのできる新たな分野を創造していくことが求められます。皆様もこの機会に商事契約という分野を学び、企業支援を行うきっかけとしてみませんか。

なお、本研修ではまず商事契約に関する基礎事項を学んだ後、参加者の皆様自身での事例検討を通して契約業務のイメージをもってもらいつつ、事例に基づくポイントごとに必要な知識を解説していく予定です。本研修を通じて、参加者が自ら主体的に考えることにより、特定の依頼者の困りごと・ニーズを自分が「なんとかするんだ!」という疑似体験をしてほしいと考えています。

研修内容

1. 商事契約の基礎的な事項に関する解説を行う。
2. 参加者自身で事例検討を行う時間を設け、事例における契約につき主体的に考える機会とする。
3. 事例に関する解説及びその周辺知識に関する解説を行うことにより、より詳細な契約知識を身に着ける機会とする。

※上記は予定ですので、当日の内容については準備の都合上やむを得ず一定の変更を行う場合があります。予めご容赦下さい。

第5分科会

司法書士の司法書士による 司法書士のための生活再建支援塾!

～とある司法書士の債務整理理念の継承/本来の債務整理をとりもどせ!!～

担当 全青司 生活再建支援推進委員会

開催趣旨

若手司法書士は債務整理業務をやったことがない、もしくはやらないと聞くようになって久しいのが現状です。登記件数が右肩下がりである現状において、登録間もない司法書士は「登記業務で食べていけるのか」と考えるのが普通ですし、現に活躍している司法書士も「いつまでも登記業務にだけ目を向けていても良いのか」と考えることもあるのではないのでしょうか。

当委員会は、市民の生活再建を支援していくと同時に、司法書士自身の裁判業務全般の受託推進を図る委員会です。債務整理や裁判業務に苦手意識のある司法書士に対し、少しでも興味を持ってもらいたいと考えています。

司法書士による生活再建支援の歴史は、諸先輩方による目の前の問題に対する「何とかならんか!」という解決意識の積み重ねであり、当委員会はこの理念を継承していくことが重要だとの考えから、この分科会を企画しました。

昨今、司法書士や弁護士が債務整理の際、依頼者と一度も会うことなく手続を進める「会わずの弁護士・司法書士」問題がテレビでも取り上げられ社会問題となっています。諸先輩方が血のにじむ思いで取り組んでこられた生活再建支援に対する姿勢を踏み潰すこの問題の最新の動向を当分科会で取り入れたうえで、今後我々がどのように諸問題に対し取り組んでいくべきかを一緒に考えたいと思います。司法書士が社会問題に目を向けるべき機会は確実に増えています。今一度、生活再建支援に直結する債務整理の在り方を肌で感じてください。

当分科会を通じ、司法書士法第1条にある「市民の権利擁護の担い手として、自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」という使命規程を再認識し、市民のために進化し続ける司法書士であり続けましょう!

研修内容

第1部 基調講演 全青司元会長であり、長野県司法書士会副会長の川上真吾さんをお招きし、「会わずの弁護士・司法書士」問題の最新の動向から債務整理業務の基本的な心構えについてご講演いただきます。

第2部 ロールプレイング 受講者のみなさまを含めて、債務整理相談のロールプレイを実施します。債務整理業務をやったことがない・苦手意識がある司法書士の皆様にはノウハウを学べる良い機会になると思います。

※研修内容は一部内容が変更となる可能性があります。予めご了承ください。

第6分科会

司法書士が未成年後見に
取り組む意義

担当 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部

開催趣旨

リーガルサポートは、未成年後見制度に関する事業を新たに公益目的事業に加え、令和7年4月から、未成年後見制度を通じて未成年者の権利の擁護と福祉の増進に取り組むこととなりました。私たち司法書士は、成年後見人等として、高齢者・障害者等のための権利擁護活動を行ってきており、特に財産管理については、一定のノウハウを持っています。一方で、「成年後見と未成年後見では全然違う」とか、「成長途中の未成年の子どもにどう接したらよいか分からない」といった漠然とした不安を、多くの司法書士が持っていることでしょう。

しかし、学校、行政、児童相談所等の児童福祉の現場には、「なんとかならんか!」の声にあふれています。そこには、事故や災害で親を亡くしてしまったといったものから、児童虐待、ネグレクト、ヤングケアラーの問題等まで、様々な要因が存在しています。それらの問題について、私たち司法書士は直接的な解決策を持ち合わせていないのは事実ですが、子どもたちのための権利擁護への手助けを求める声に背を向けることは私たちの使命に反します。家庭裁判所も、司法書士に対し、法律専門職として未成年後見人・監督人に就任し役割を果たすことを期待していると聞いています。

私たち司法書士は、社会や行政・家庭裁判所からの期待に応えるべく、未成年後見業務に対応する準備をしようではありませんか。

研修内容

多くの司法書士が抱えている未成年後見への漠然とした不安は、児童福祉や未成年後見の実情を知らないからにはほかならないでしょう。

そこで、まずは基調講演において現場の実情について学ぶとともに、現場の支援者が司法書士に寄せる期待をお聞かせいただき、その上で私たち司法書士に求められる未成年後見業務とは何なのかを一緒に考えていきます。

未成年後見人に選任されたとしても、「親代わり」になって全部に関わることを求められているわけではありません。また、チームで支援することになる点では、我々が日々行っている成年後見業務と同じであることを知ってもらい、多くの司法書士にとって未成年後見への不安を和らげる成果となるような研修内容を企画しています。

第7分科会

所有者不明土地解消・活用のレシピ
～私たちがなんとかします!

担当 静岡県青年司法書士協議会 司法書士 中里功

開催趣旨

所有者不明土地法制をめぐる一連の立法作業が完結し、改正民法・不動産登記法、国庫帰属法は、立法担当者から実務家である私たちにバトンタッチされました。多岐にわたる改正条文に習熟し、相談現場においてこれを駆使して所有者不明土地問題の解消にいかにか寄与することができるのか。今まさに、実務家の力量と責任が問われています。

ことに、国民から権利の登記をほぼ独占的に請け負っている司法書士の責任は、極めて重いと認識しなければなりません。

本講義のタイトルは“レシピ”です。レシピといえば料理ですが、レシピを参考にすることで料理の素人がプロのノウハウを簡単に実践できプロ顔負けの料理を提供できるように、本講義を受講することによりだれでも躊躇なく事件を受任し、質の高い解決策を提供することができるようになろう、そんな願いを込めたネーミングです。

私たちは皆、条文を読み込み、法が成立した背景や経緯を洞察することにより、依頼者の課題に対する法律実務家としての「解」を必ず導き出すための能力を備えています。本講義で提供する“レシピ”を縦横無尽に駆使し、所有者不明土地の解消・活用の一翼を担っていただくことを切望します。

研修内容

いわゆる逐条的講義ではなく、講師らが改正法施行前に相談を受けた複数の実例を題材とし、改正法利用の模索と問題解決のために必要な改正条文の探求、実際に採用した改正法施行前における解決策との比較などの多角的検討を試みることにします。

講義を担当する司法書士は、いずれも裁判手続や難易度の高い相続手続に対する豊富な経験を有しており、一方的な講義ではなく、法律実務家の視点から依頼者の抱える問題を解決するために議論を闘わせる様子を垣間見られる構成を予定しています。

なお、本講義では、法、令、規則、通達等の諸規則にあたりながら受講いただきます。条文等の準備はいたしませんので、受講生各自で準備のうえ受講してください。

第8分科会

なんとかならんか、 子どものための面会交流

担当 全青司 人権擁護委員会

開催趣旨

面会交流事件が家庭裁判所に持ち込まれるとき、その当事者は父親と母親です。しかし、交流を行うのは子どもとその親です。実際の当事者は子ども達でもあります。

子の監護に関する処分(面会交流)の審判をする場合に、15歳以上の子の意見を聞かなければならないとなっており、15歳未満であっても、子の年齢及び発達程度に応じて、その意思を考慮し、子の意思を把握するように努めることになっています。

面会交流事件は、夫婦の葛藤に子どもが巻きこまれやすい類型で、そのため、両親不都合型の実施決定がなされるケースも散見されます。果たして、子の意思はどこまで反映されているのでしょうか。

司法書士は、裁判所提出書類作成を業として行うことができます。つまり、書類作成を通して、子の意思意向をあらかじめ調停の場に提示することができる機会をもっているということです。

よりよい面会交流の組み立て(それは時にして合わないという選択もあるかもしれませんが)、親子の関係をよりよいものとするために、この分科会で一緒に学んでみませんか。

研修内容

第1部 講演

養育費や財産分与等「裁判官の視点に見る」シリーズを上梓されている松本哲弘弁護士に、面会交流の法的な位置づけや意義、家庭裁判所の調停内で面会交流をどのように扱っているか教授いただきます。また、父母の意見が折り合わない場合の解決の調整の一例をお聞きます。



PROFILE 松本 哲弘氏 [弁護士]

富山地方・家庭裁判所所長、和歌山地方・家庭裁判所所長を経て、大阪高等裁判所総括判事。2011年、定年退官。2012年より関西大学院教授。2014年、弁護士登録。2017年、瑞宝重光章受章。

主な著書 『離婚に伴う財産分与-裁判官の視点にみる分与の実務-』(新日本法規出版、2019年)
『(改訂版)婚姻費用・養育費の算定-裁判官の視点にみる算定の実務-』(新日本法規出版、2020年)
『即解330問婚姻費用・養育費の算定実務』(新日本法規出版、2021年)
『面会交流-裁判官の視点にみるその在り方-』(新日本法規出版、2022年)など

第2部 パネルディスカッション

光本 歩氏 × 親の離婚を経験した当事者

面会交流実施の第三者支援機関であるNPO法人ウィーズの理事長光本歩氏をお招きし、親の離婚にあたって、子どもが何を思い、何を考えるのかお聞かせいただきます。また、子どもの立場として当事者となった方々に、離婚の際、また面会交流の際に何を考え、何を思ったのかお聞かせいただきます。



PROFILE 光本 歩氏 [NPO法人ウィーズ理事長]

両親が離婚し、自らが父子家庭に育った経験をもとに「子どもが育つ環境によって、抱く希望や夢に制限がかかってはいけない」という思いから学習塾を立ち上げ、多くの子どもたちの声を聞き大人たちに届け、良好な親子関係と健全な自尊心を育むための支援活動を行ってきた。2016年特定非営利活動法人ウィーズ設立、理事長。第三次静岡県ひとり親家庭自立促進計画委員。

※研修内容は一部内容が変更となる可能性があります。予めご了承ください。

第9分科会

誰もが司法に繋がれる世の中のために ～司法書士の役割～

担当 全青司 司法アクセス推進委員会

開催趣旨

ネットやSNSで様々な情報が溢れ、オンラインなど様々なツールの活用が進む現代にあっても、全ての市民が遍く司法サービスにアクセスできているとは言えません。

司法アクセスについての従来の問題である司法過疎の問題のほかにも、身体的な機能の問題や、言語の問題、貧困など様々な事情により司法にアクセスできない市民が数多く存在します。そのような市民に対して我々司法書士にどのようなことができるのか、各自で取り組める一歩、小さくても確かな一歩を踏み出すきっかけを作りたいと考えています。

本分科会では、身体的機能(聴覚)に障害のある方を支援している司法書士からの活動報告のほか、静岡会が取り組んでいる司法過疎地における相談事業の報告・検証や活用できる制度の紹介を行い、市民が等しく司法へのアクセスを保障されるために、我々が取り組むべき問題を考えます。また、司法過疎や身体的機能の問題にとどまらず、様々な理由により司法サービスにアクセスできない事例を取り上げることで、身近に存在する司法アクセス難民ともいえる市民への気づきを得ていただくことを目的としています。

司法へのアクセスが困難な市民の方は、その事情を他者に伝え理解してもらうことから困難であり、支援できる可能性を持つ側からの気づき・環境整備が必要です。日々のわずかな活動・小さな一歩であっても、アクセスへの支援を要する市民にとっては貴重な支援になり得ます。分科会にご参加いただいた皆様の日々の業務に、新たな気づきとなることを願います。

研修内容

第1部 活動紹介①

木原道雄司法書士(愛媛会・日司連市民の権利擁護推進室障がい者の権利擁護部会室委員)から、聴覚障害者への支援活動・支援団体の活動等について、及び支援活動における気づきのあり方・心構え等についてご紹介いただきます。

第2部 活動紹介②

静岡会において継続的に行っている司法過疎地相談事業につき報告いただきます。開催についてのノウハウ・成果等を共有することで、事業の有用性を感じていただき、各地での相談活動開催の一助となることを願います。

第3部 パネルディスカッション・まとめ

活動紹介のほか、現代に存在する司法アクセスへの支障となる事例・支援方法について議論し、我々司法書士が明日の業務から取り組める一歩への道標を示せればと考えます。

※研修内容は一部内容が変更となる可能性があります。予めご了承ください。

第10分科会

「生きる」を支える専門家とは ～大川小学校津波被災事件国家賠償訴訟から考える～

担当 本人訴訟支援研究会

開催趣旨

児童ら84人が東日本大震災の津波で亡くなった宮城県石巻市の大川小学校。学校制度創設以来、学校管理下の被災事件として最多数の被害者を出しました。市内の他の小学校ではほとんど児童の命が奪われることはなかったのに、なぜ大川小学校だけなのか。説明を求める親たちへの行政の対応は誠意を欠き、嘘や隠ぺいがあると感じた親たちは真実を知るため石巻市と宮城県を被告にして国家賠償請求の裁判を起しました。この原告団には大きな特徴があります。それは原告が「我が子の事実上の代理人弁護士」となって活動し、それを二人の弁護士が支えたこと。原告団は誹謗中傷を受けながらも誰一人欠けることなく5年にわたる裁判を闘い、市や教育委員会、校長、教頭らの平時からの組織的過失を認定する、画期的な判決を勝ち取りました(仙台高判平成30年4月26日平成28年[ネ]第381号、国家賠償等請求控訴事件(判例時報2387号31頁)、最高裁上告棄却及び上告不受理決定)。

控訴審の判決言渡後の会見では、遺族はそれまでとは全く違った表情で、裁判官から心ある判決をもらえた、感無量の時間だったと語りました。求めていた真実は、裁判では明らかになったとは言えないにも関わらず。

学校に限らず我が国の防災全体における重要な礎となりうる本件裁判の意義と可能性、また裁判を通じて原告の「生きる」を支え勝訴に導いた代理人弁護士の発想と戦略に触れ、紛争解決に対する視野を広げること、法の実現と被害者に向き合うことについて考えを深めることのできる機会とします。

研修内容

ショートフィルム『「大川小学校」の訴訟に挑んだ2人の弁護士-判決後も原告遺族と向き合う理由』上映、吉岡和弘・齋藤雅弘 両弁護士による裁判の解説、下記登壇者による本人訴訟支援、メディアエーションの観点をふまえたディスカッション。

※研修内容は一部内容が変更となる可能性がございます。予めご了承ください。

PROFILE

吉岡 和弘 氏 [弁護士/仙台弁護士会]

吉岡法律事務所。日弁連消費者問題対策委員会委員長、適格消費者団体・消費者市民ネットとうほく代表、欠陥住宅被害全国連絡協議会代表等

齋藤 雅弘 氏 [弁護士/東京弁護士会]

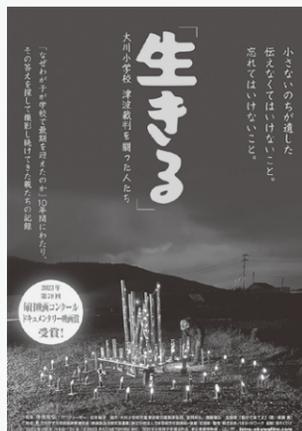
四谷の森法律事務所。日弁連消費者問題対策委員会委員、早稲田大学法科大学院・法学部、亜細亜大学法学部の各非常勤講師、(公社)全国消費生活相談員協会理事等

寺田 和弘 氏 [映画監督]

映画『「生きる」大川小学校津波裁判を闘った人たち』で第78回毎日映画コンクールドキュメンタリー映画賞他受賞多数
※上記ショートフィルム制作者

安藤 信明 氏 [司法書士/東京司法書士会]

本人訴訟支援研究会会員
愛知教育大学教育ガバナンスコース非常勤講師(学校コンフリクト演習、教育メディアエター演習)



第11分科会

「意見の表明とキャンセル・カルチャー」 ～よりよい共存社会の実現のため～

担当 全青司 憲法委員会

開催趣旨

近年、インターネットとソーシャルメディアの急速な普及により、私たちは情報発信の手段を多様化させ、また大量の情報を受信することが容易になりました。この変化は、個人が意見を自由に表明し、広範囲にわたって共有できるという利点をもたらした一方で、SNS誹謗中傷被害の増加、デマ情報の拡散、プライバシーの侵害など、ソーシャルメディア上の表現が社会に及ぼす負の側面も浮き彫りになっています。

こうした状況を受けて、2021年にプロバイダ責任制限法が改正され、翌2022年には侮辱罪の法定刑が引き上げられました。これは、誰もが言論空間に自由かつ安全に参加できるというメリットを公平に享受するための法制度として、必要な対策をとらねばならなかった問題と理解されています。

他方で、「言論の表明」は可能性としては常にだれかを不快にさせ傷つけるものであり、異論や意見の衝突の中から試行錯誤を繰り返していくことによって社会は進んでいくものでありますが、昨今のSNS上の発言のやりとりにおいては、言論空間における「批判」として尊重されるべきものと、言論空間からの「排除」となる法的に是認されない行為との違いがほとんど整理されないまま野放しになっているという状況にあります。

そこで、本分科会においては、第1部で講師の志田陽子先生に、ソーシャルメディア時代における「表現の自由」の意義と課題について講義をしていただき、第2部では、憲法委員会メンバーを中心に参加者全員で、「表現の自由」の保障をもっとも必要としている少数者の声が見えなくさせられることのない、よりよい共存社会を築いていくために私たちが何をしていくべきかについてディスカッションを行います。

研修内容

第1部 志田陽子先生による講演

第2部 ディスカッション

※研修内容は一部内容が変更となる可能性がございます。予めご了承ください。



PROFILE 志田 陽子 氏

武蔵野美術大学造形学部教授、東京都立大学システムデザイン学部客員教授、早稲田大学非常勤講師。専門は憲法と言論・芸術関連法。博士(法学)。
著書に『「表現の自由」の明日へ』(2018年)、『映画で学ぶ憲法II』(編著、2021年)、『日本は本当に戦争に備えるのですか?』(共著、2023年)、『表現者のための憲法入門第2版』(2024年)など。「歌でつなぐ憲法の話」など、文化芸術を題材に、市民向けの憲法講演活動も行っている。

個人ホームページ「志田陽子オフィシャルサイト」 <https://yokoshida.net/>

第12分科会

AI時代の司法書士超・業務効率化
令和最先端の士業DXセミナー

担当 司法書士 久松秀之

開催趣旨

「事務所の受任状況や作業状況がどうなっているか整理しきれず、ストレスが増大している」「資料を探し整理する時間が多すぎる」「計算やチェックに時間がかかっている」「昼間は電話や面談対応に追われすぎ、結果として毎日残業ばかりしている」「単純なケアレスミスが多く、それを防止するために大量のチェック作業に忙殺されている」

ここ数年の司法書士の業務効率化の場において、こういった事件遂行・管理進行と正確性の担保に関する悩みは増加する一方です。

他方、完全オンライン申請や電子契約といった電子データによる契約や行政手続の普及が現実となりつつあり、それに併せて旧来の紙面による情報管理交換からの脱却、いわゆる「DX」の推進が司法書士業界も急務となりつつあります。

DXとは「業務のフローを一から見直した上で、より迅速で効率的な新しい業務フローを（システムを利用して）再構築する」ことです。この点に従えば、司法書士業務におけるDXとはすなわち

1. Excelをはじめとするソフトや周辺機器を活用し作業を正確且つ大幅に時間短縮する
2. 報連相や相談記録、顧客情報や全体事件進行などのあらゆる情報に、いつでも瞬時にアクセスして管理し、迅速な伝達と記録が行える環境を構築する

この2点に集約されます。この2点のどちらかが欠けても成り立ちません。

DXとは司法書士の将来のための不可欠な変革であり、同時に現代の事務管理の諸問題を解決する手法でもあります。

そこで本分科会では、この「正しいDXと管理問題解決策の構築」について、理論と実践のお話をさせていただきます。

研修内容

1. DXの2要素の、理論と実践方法の提供

(ア) 正確迅速な計算、事務処理

- ① どの事務所でも再現できる、各種システム・周辺機器を利用した高速・正確な事務処理方法の取り組み実例
- ② システムベンダーソフトより早く、正確な作業を実現するExcel活用術

(イ) 全体の正確な管理・報連相・記録管理

- ① 顧客名簿・事件管理・報連相を包括的に行うシステムやルールの作り方
- ② 非同期型コミュニケーションの重要性:完全リモートワークの事例から学ぶ

2. AI と司法書士業務の違いを知る:どう差別化する・どう使うのか

3. 「間違った/失敗した DX」の事例を学ぶ

4. 本当に効率的な組織の構成を検討する

※研修内容は一部内容が変更となる可能性があります。予めご了承ください。

なんとか
ならんか!

第52回

全青司しずおか
全国研修会

本研修会の資料は、

第52回全青司しずおか全国研修会ホームページに

掲載いたします。

研修会に参加される方は、事前に

下記ホームページより資料をダウンロードし、

各自プリントアウト等してお持ちください。

しずおか全国研修会 HPアドレス

<https://www.zenseishi-shizuoka2024.com>

- ダウンロードの開始時期は10月中旬を予定しています。
- ダウンロードに必要なパスワードは後日メールにてご案内させていただきます。
- 研修会会場においてノートパソコン等を使用することも可能ですが、電源等のご用意はいたしませんので、ご注意ください。
(一部分科会を除く)

Access Map

第52回 全青司しずおか全国研修会

研修会・懇親会・宿泊申込のご案内

謹啓 皆様方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。この度、「第52回全青司しずおか全国研修会」が静岡県で開催のはこびとなりましたことを、心より歓迎申し上げます。ご参加の皆様方のご便宜を図る為、実行委員会の委託に基づき、参加登録・懇親会の受付業務を(株)コトブキ観光にてお手伝いさせていただきます。

ご宿泊につきましては、同時期に“大道芸ワールドカップin静岡2024”が開催されることから、実行委員会にて事前に一定の予約枠を確保していただいております。参加申込の際に予約枠内での受付も併せて行いますのでご利用ください。研修会の成功をお祈りいたしますとともに、皆様方にご満足いただけますように誠心誠意努力いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

株式会社コトブキ観光

◎研修会参加のご案内

- 期日 2024年11月2日(土) 12:30~(受付11:30~)
2024年11月3日(日) 9:30~(受付9:00~)

- 会場 静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ

- 研修会登録料 お一人様: 10,000円

※早期申込割引: 9月27日(金)までにお申し込みの場合、1,000円割引致します。
※研修会登録料については、お申し込み後、10月16日(水)以降の参加取り消し、研修会当日欠席の場合、返金いたしません。
※研修会登録料は、実行委員会のご依頼により当社が集金代行いたします。

◎懇親会参加のご案内

- 期日 2024年11月2日(土) 19:00~(受付18:30~)

- 会場 ホテルアソシア静岡
〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町56番地 (静岡駅北口から徒歩1分)
<https://www.associa.com/sth/>

- 懇親会費 大会参加登録者: 10,000円
同伴者: 10,000円
同伴者(小学校低学年位まで): 3,200円(キッズプレート) ※ドリンク別
※お食事を用意する必要の無いお子様については無料です。

- 定員 330名
※懇親会については、お申し込み後、10月16日(水)以降の参加取り消し、懇親会当日欠席の場合、返金いたしません。
※懇親会費は、実行委員会のご依頼により当社が集金代行いたします。

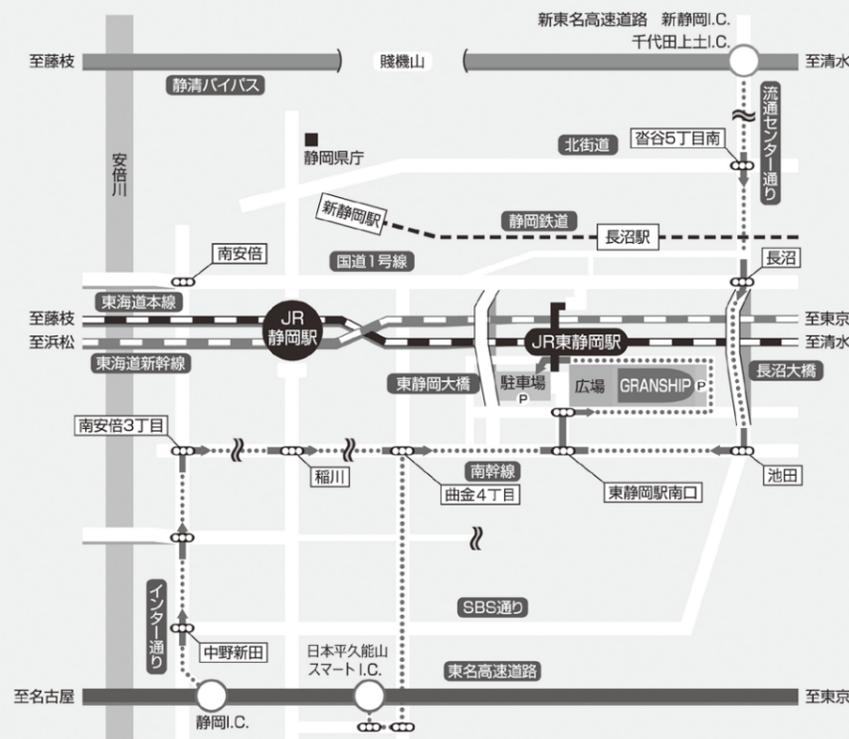
◎託児室のご案内

研修会場では、託児室をご用意しております。ご利用の際は、ご利用になるお子様の情報を登録フォームより同伴者として登録いただき、ご利用希望日程にチェックを入れてご登録ください。人数に限りがございますので、申込者多数の場合は、ご利用いただけない場合もございます。利用幼児の氏名・ヨミガナ・年齢・性別等を申込フォームのコメント欄でお知らせください。

- 利用時間 2024年11月2日(土) 12:30~(受付11:30~)
2024年11月3日(日) 9:30~(受付9:00~)

- 利用料無料 ※当日はお子様の体調が良いことを確認してください。(睡眠不足、疲れ、発熱なし)
※参加当日の受け渡し時に発熱、嘔吐、下痢の症状を確認した場合はお預かりできません。
※参加予定日の5日以内に発熱、嘔吐、下痢の症状があった場合は前日までに必ずご連絡ください。
※一斉に食事する時間は設けておりません。お食事は必ずお済ませいただいてから、お預けください。
※おやつ、お飲み物、おむつ、おしりふきなどが必要でしたら、必ずご持参いただくようお願いします。

グランシップ/静岡県コンベンションアーツセンター



ホテルアソシア静岡

懇親会会場

●電車をご利用の場合

- ・JR静岡駅北口から徒歩1分

●お車をご利用の場合

- ・東名高速道路静岡ICから約20分
- ・新東名高速道路新静岡ICから約30分 (県道27号線を南下した場合)



研修会・懇親会・宿泊申込のご案内

◎**宿泊のご案内** (申込受付を代行します。弊社との旅行契約ではありません。)

実行委員会にて事前に宿泊予約枠を一定の期間確保しています。申込者は実行委員会からの宿泊者名簿提出以後、ホテルへ直接宿泊代金のお支払等を行っていただきます。

■**宿泊日**：2024年11月2日(土)～11月3日(日) 1泊

- ・宿泊代金は大人1名様1室利用・朝食付で、諸税・サービス料金を含みます。
- ・個人勘定及びこれに伴うサービス料金と諸税は、各自ご精算願います。
- ・禁煙・喫煙希望は予約枠が満室の場合にはご対応致しかねますのでご了承ください。
- ・ツインルームの確保はありません。
- ・予約状況、お申込のタイミングによるエラー、その他諸事情により、受付ができない場合や、申込後の調整のお願いをする場合があります。予めご了承ください。
- ・宿泊申込後、9月30日に宿泊者名簿を実行委員会より各ホテルへ提出します。
- ・宿泊者名簿提出以後、当日のお支払、予約の変更・取消などの手続きや、取消料の支払等については、申込者本人が直接ホテルと行っていただきます。実行委員会、及び弊社ではご対応致しかねますのでご了承ください。
- ・取消・変更が生じた場合は、宿泊日の何日前であるかにより、別途取消料を各ホテルより申し受けます。
- ・団体枠での予約確保のため、通常の個人手配と取消料規定が異なる場合がありますので、予めご了承ください。

※一部ホテルでは、宿泊日の20日前よりキャンセル料が発生しますのでご注意ください。

【**宿泊ホテル**】

※食事：朝食付(軽食を含みます)

	客室	料金	最寄駅	アクセス	備考	
1	ホテルアソシア静岡 禁煙	スタンダードシングル	15,500円	静岡	JR静岡駅から徒歩1分	8/22以降 受付予定
2	ホテルアソシア静岡 喫煙	スタンダードシングル	15,500円	静岡	JR静岡駅から徒歩1分	8/22以降 受付予定
3	静鉄ホテル プレジオ静岡駅北 禁煙	シングル	14,800円	静岡	JR静岡駅から徒歩3分	
4	中島屋グランドホテル 禁煙	スタンダードシングル	14,300円	静岡	JR静岡駅から徒歩5分	
5	中島屋グランドホテル 禁煙	エコノミーシングル	13,800円	静岡	JR静岡駅から徒歩5分	
6	中島屋グランドホテル 喫煙	スタンダードシングル	14,300円	静岡	JR静岡駅から徒歩5分	
7	ガーデンホテル静岡 禁煙	コンフォート又はアトリウム	13,800円	静岡	JR静岡駅から徒歩5分	レディースフロア有
8	ガーデンホテル静岡 禁煙	シャワーリラックス	13,300円	静岡	JR静岡駅から徒歩5分	シャワーのみ(バスタブ無し)
9	ガーデンホテル静岡 喫煙	Aタイプ	13,300円	静岡	JR静岡駅から徒歩5分	
10	ホテルオーレイン 禁煙	シングル	11,000円	静岡	JR静岡駅から徒歩10分	ホテル 全室禁煙
11	清水シティホテル 禁煙	スタンダードシングル	7,900円	清水	JR清水駅から徒歩1分	
12	ホテルクエスト清水 禁煙	デラックスシングル	9,700円	清水	JR清水駅から徒歩2分	ホテル 全室禁煙
13	東横イン静岡清水駅前 喫煙	シングル	7,800円	清水	JR清水駅から徒歩5分	
14	東横イン静岡清水駅前 禁煙	シングル	7,800円	清水	JR清水駅から徒歩5分	
15	シーラックパル焼津 禁煙	シングル	6,490円	焼津	JR焼津駅から徒歩3分	

研修会・懇親会・宿泊申込のご案内

◎**お申し込みからご精算までのご案内**

所定のWEB申込サイトからお申し込みください

申込フォーム短縮URL <https://qr.paps.jp/w8rWu>



申込フォーム正式URL

https://www.zenryo-marupay.com/marupay/event/select-item/E2407010004?shop_code=000228&key=TwtUmpPc3t

- お申し込み開始日** : 2024年7月20日(土)
- 早期お申込み・宿泊お申込み締切日** : 2024年9月27日(金)
- 最終お申込み締切日** : 2024年10月15日(火)

※早期(9月27日まで)のお申込みは、研修会登録料が1,000円割引になります。

①**お申込みサイトへジャンプします**

◆上記URLを入力して頂くか、QRコードを取り込む。

②**申込ページよりご希望の内容を選択してください**

- ◆研修会登録、分科会1日目・2日目登録、懇親会登録 <事前支払>
- ◆宿泊予約枠から申込<現地支払>、託児室登録

③**申込者情報の登録**

- ◆所属会(例：静岡)のように“都、道、府、県”は省略してください。
- ◆氏名・フリガナ他、申込者情報を登録してください。
申込内容はメールで返信されます。記載間違いがないようご確認の上お申込ください。
- ◆託児室利用の幼児は氏名・ヨミガナ・性別・年齢を記述してください。

④**お支払いについて**

◆参加申込登録からお支払いに続きます。クレジットカード支払い、コンビニ支払い、インターネットバンキング/ペイジー支払いにてお願いします。クレジットカード払いの場合はお申し込みと同時に、コンビニ支払、インターネットバンキング/ペイジー支払の場合はお申し込みから7日以内にお支払いをお済ませください。

⑤**申込完了後、自動送信にて内容がメールで返信されます。登録内容をご確認ください。**

- 領収書は決済完了時の通知メールに、領収書出力用のURLが記載されます。
- 変更・取消にて生じた減額分は研修会終了後の返金となります。
返金に掛かる振込料・クレジットカード決済手数料等の実費を差し引いての返金となりますので、予めご了承ください。
返金につきましては、大会終了後、事務処理上1ヶ月ほど頂きます。

登録受付事務代行
株式会社コトブキ観光

〒422-8021 静岡県静岡市駿河区小鹿1-2-1
静岡県知事登録旅行業第2-201号 全国旅行業協会正会員・静岡県旅行業協会正会員

TEL 054-281-0393 FAX 054-284-0393

Mail kotobuki-k@mail.wbs.ne.jp

<営業時間> 9:00~17:30 (日祝休業)
総合旅行業務取扱管理者：佐野 聡 担当：佐野 聡


 第52回 全青司しずおか全国研修会

参加助成のための補助金給付に関するお知らせ

令和6年6月6日、全青司大会研修会基金管理委員会（以下「基金管理委員会」という）におきまして、下記の決議がなされ、第52回全青司しずおか全国研修会（以下「全国研修会」という）における、新入会員等に対する参加助成のための補助金を給付することとなりましたのでお知らせします。

記

1. 基金による受給対象者となる者

司法書士もしくは司法書士となる資格を有する者で、過去の開催を含め全国研修会にはじめて参加する者（全青司会員であるか否かを問わない）

2. 補助金給付金額

- ①補助金給付は総額金100万円を上限とする。
- ②受給対象者1人あたりの給付額は、金9千円を上限とする。
- ③全受給対象者の登録費の合計額が補助金給付総額を超えた場合には、補助金給付総額を受給対象者の数で除した金額を受給対象者1人あたりの給付額とする。

3. 申請方法

- ①給付希望者について、単位青年会代表者がとりまとめ、申請書を基金管理委員会に提出する。
- ②申請書には、給付を受けようとする者が作成した全国研修会のレポートを添付しなければならない。
- ③申請の締切は令和7年1月24日（金）16時（全青司大会研修会基金事務所・全青司事務局必着）とする。
- ④申請書およびレポートの形式は、基金管理委員会委員長が決定し、全国研修会開催日までに単位青年会代表者に通知する。

4. 給付方法

給付が認められた人数に応じて、基金管理委員会より直接、申請した単位青年会代表者に対し単位青年会合計額を給付する。

5. 給付時期

令和7年2月28日（金）までに給付する。

6. その他

単位青年会が存在しない地域においては、給付対象者本人からの申請をもって事務を執り行い、補助金を給付対象者本人に支給する。当該地域の会員から全国研修会に申し込みがあった場合につき、入会3年目までの会員については、申請書およびレポートの形式を基金管理委員会より個別に案内する。

以上

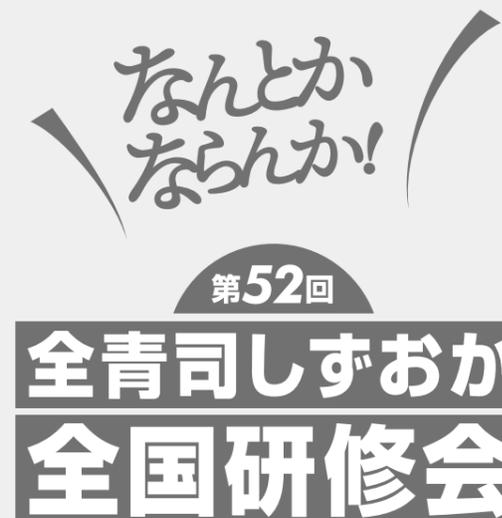
【補助金に関する問合せ先】

〒160-0006 東京都新宿区舟町1-18 ロイクラトン四谷
全青司大会研修会基金事務所(全青司事務局)

電話：03-3359-3513

FAX：03-3359-3527

Email：info@zenseishi.com



協賛広告一覧

株式会社リーガル
法令書式センター
日本加除出版
株式会社ビービーシー
一般社団法人 民事信託推進センター
株式会社サムポローニア
新日本法規出版株式会社
株式会社ベルコンピューターシステム
一般社団法人 金融財政事情研究会
民事法研究会
司法書士サプライセンター(日本情報開発株式会社)
株式会社ぎょうせい
長源株式会社
ピクオス株式会社
司法書士国民年金基金

令和6年4月
法改正対応版

司法書士システム“権”

不動産登記法改正、 犯罪収益移転防止法改正 などに対応！

令和6年4月 不動産登記法改正対応

法人識別事項、外国居住者の国内連絡先、相続人申告登記対応 など

登記・供託オンライン申請 仕様変更対応

令和6年4月の各種様式変更対応

犯罪収益移転防止法 改正対応

本人確認等記録に「取引目的・職業/事業内容・実質的支配者」や取引時確認チェックシートを装備

日本公証人連合会 モデル定款対応

“権”での二次利用は日公連承認済み
東京・福岡における48時間処理に
利用可能

Check!

令和6年11月2日、3日

第52回全青司しずおか全国研修会に出展!

司法書士業務を支援する様々なサービスをご用意しております
是非お立ち寄りください!

- 司法書士システム“権”
- RSS-SR(電子署名、eKYC)
- 財産管理ソフト
- 裁判事務AD
- 成年後見システム
- RSS-VC(公的個人認証有効性確認サービス)
- 遺言書作成ソフト
- 家族のための信託支援システム など



法律とコンピューター
株式会社リーガル

https://www.legal.co.jp/

本社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光248-3 TEL 089-957-0494
 東京営業所 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-40 光丘四谷ビル5F TEL 03-5360-1755
 名古屋営業所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅2-45-14 東進名駅ビル4F TEL 052-856-2090
 大阪営業所 〒540-0023 大阪市中央区北新町1-1 千倉ビル201 TEL 06-6940-3440
 福岡営業所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル6F TEL 092-432-9078

NEW

相続関係書類用 ポケットフォルダー

戸籍に穴をあけたくない!

というお客様の要望にお応えします!!



丈夫で白く滑らかな肌合いを兼ね備えた高級感のあるエンボス加工の表紙です。

※ご記入の際は油性のペンをご利用下さい。プリンターでの印字はできません。



No.F558

紙製ポケットフォルダー 片側名刺ポケット付

【100枚より名入れ可能です】
 100枚 ￥45,000 (税込￥49,500)
 300枚 ￥135,000 (税込￥148,500)
 500枚 ￥225,000 (税込￥247,500)

30枚1袋 ￥9,000 (税込￥9,900)
 サイズ：220×305mm
 ポルピザン(厚さ：310)フルカラー



従来の表紙から一新!
 ポケットつきで穴あけやクリップが不要で
 20枚程度の書類をまとめて収納できます。
 ポケットサイズ：120×210mm



名刺を差し込める切り込み入り。

1000枚～
お好きなデザインで作製可能です!

1000枚 ￥450,000 (税込￥495,000)



HSC
hourei shoshiki center

法令書式センター
 〈東京本社〉TEL：03-3928-8330 FAX：03-3920-7372
 〈大阪営業所〉TEL：06-6358-2926 FAX：06-6358-6486
 ご不明な点等御座いましたら、お気軽にお問い合わせください。

【好評書籍のご案内】

所有者不明農地対策など、農業経営基盤強化促進法等の改正に対応！
農家の“顧問”として、適切なアドバイスをするための一冊！



第2版 事例解説 農地の相続、農業の承継

農地・耕作放棄地の権利変動と 農家の法人化の実務

高橋宏治・八田賢司 編著
嵐田志保・石山剛・大島俊哉・小川貴晃・小森谷祥平・
千田理恵子・照本夏子・中村勸・福島聡司・松本智恵美 著
2024年5月刊 A5判 288頁 定価3,740円(本体3,400円)

- 「後継ぎがない」、「農地を手放したい」といったよくある相談から、「相続で農地を所有することになったものの、どうすればよいかかわからない」、「耕作放棄地を別の目的で使うにはどうすればよいか」といった困難な相談まで、年々増加する農地に関する相談に適切に対応するための実務的な情報をまとめた一冊。
- 令和元年・令和4年の農地法とその特別法の改正ほか、初版以降の法改正に対応した待望の改訂版。

自治体への請求等に伴う、戸籍実務の知識を深められる一冊。



戸籍実務用語 ハンドブック

戸籍情報連携対応版

田中寿径 著
2024年5月刊 A5判 336頁 定価3,520円(本体3,200円)

- 市町村の戸籍担当初任者からベテランまで使える戸籍実務用語の定番書。1つの用語に対してコンパクトな解説を付した、通読・確認しやすい構成。わかりやすさと正確性とのバランスの取れた記述により、戸籍実務を包括的に理解できる。
- 戸籍謄本の写し等を請求する実務家の関連知識習得に最適。

日本加除出版 〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 X(旧Twitter):@nihonkajo

bbc 株式会社ビービーシー

おかげさまで導入実績8,800以上！
個人事務所でも、大規模法人でも、多数採用の2in1 Winシリーズ！

ソフトの乗り換えをご検討中の方に朗報です！

司Plazonから 2in1Winシリーズへの データ移行が可能に！！

第52回全青司しずおか全国研修会
開催おめでとうございます

これまで「司Plazon」をご利用されていたユーザー様方の
過去のデータを引き継いでご利用いただけるようになりました！

司Plazonの「CSV出力」機能を利用して、データの引き継ぎを行います。

詳しくはWEBサイトをご確認ください

検索

bbcinc plazon

※データは全て架空のものです。

こんなに使って
低価格！！

キャンペーン期間 2024年12/25(水)まで

月額	6,500円	7,650円	9,300円
税抜	税抜	税抜	税抜

料金には年間保守料を含みます。また、費用は1年分を一括でお支払いいただけます。納品時のインストール作業はオンライン限定となります。ご訪問による納品はできません。契約終了後はソフトの起動ができなくなります。全て税抜価格です。

bbc 株式会社ビービーシー
TEL. 03-5909-5772
東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6階

東京本社 大阪 名古屋 福岡 札幌 仙台 高松 広島

民事信託の正しい利用・促進のために

(一社) 民事信託推進センター

民事信託推進センターとは

民事信託推進センターは、民事信託(主に信託業法の適用を受けない信託)の適正な活用をとおして、市民の権利の擁護と福祉の向上に寄与することを目的とした団体です。

会員になるとこんなメリットがあります!!

豪華講師陣による基礎講座
・テーマ別研究会が無料で
受講できる!

最新の実務情報が
入手できる!

民事信託士検定や研修を通じて全国の民事信託を推進
している仲間と知り合える!



民事信託推進センターの主な事業

民事信託に関する研鑽 ~実務講座・テーマ別研修会の開催

民事信託に関する専門家の育成 ~民事信託士検定の実施、更新研修

福祉型信託発展への寄与 ~ふくし信託株式会社に対する支援



詳しくはHPをご覧ください
(一社) 民事信託推進センター



SUM PAULO
サムポローニア

「変化する時代」に対応する 司法書士業務総合支援システム

オンライン申請の増加、テレワークの推進、災害対策、情報セキュリティに対する意識の高まりなど、司法書士業務に関連した社会的背景は刻々と変化し続けています。この「変化する時代」の中で、サムポローニアが先生の強い味方になります。



使い方に合わせて2タイプ!

クラウド型

サムポローニア⁹

CLOUD

高度なセキュリティと利便性を兼ね備えたシステム

- ☑ テレワーク・在宅勤務の導入を検討している
- ☑ 災害や盗難に備えてデータの保存をクラウドに移行したい

データセンターに接続することで複数拠点のデータが共有できるように。在宅勤務や業務効率化の対応として、自宅や外出先からも接続可能。災害や盗難などの不測の事態にもいち早くシステムの再構築ができるなど、事務所のIT化推進をサポートします。

パッケージ型

サムポローニア⁹

事務所の規模や業務内容に合わせて
個別に導入できるシステム

- ☑ 複数のシステムの中から選択して導入したい
- ☑ アプリケーションをローカル環境下で使用したい

特定のシステムを単体で利用されたい事務所や、1つのシステムを複数ライセンスで利用されたい事務所のニーズに合わせて、システム別に選択して導入していただけるパッケージ型のサムポローニアです。

システム内容

クラウド型では1アカウントのご契約で下記システムの全てを1ライセンスずつお使いいただけます。
パッケージ型では下記システムを1ライセンスずつ選択・ご購入の上、お使いいただけます。

- ☑ 権利登記システム
 - ☑ 相続財産管理システム
 - ☑ 遺産承継システム
 - ☑ マンション登記システム
 - ☑ 商業・法人登記システム
 - ☑ 登記情報管理システム
 - ☑ 請求会計システム
 - ☑ 受任管理システム/事件管理システム
 - ☑ 成年後見システム
 - ☑ 表示登記システム
- 他にも便利なシステムをご用意しています
- ・電子認証システム
 - ・オンライン申請システム
 - ・債権譲渡システム
 - ・動産譲渡システム
 - ・休眠抵当利息計算システム
 - ・二次元バーコード読取オプション
 - ・電子ファイル取込ツール
 - ・DoMobile ASPサービス

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談受付

電話 **03-6262-1905**

受付時間：9:00~18:00月曜日~金曜日(祝日、当社休業日を除く)

株式会社サムポローニア [メール info@sumpaulo.jp](mailto:info@sumpaulo.jp)

サムポローニア本部 営業部

☑東日本営業所 / 名古屋営業所 / 西日本営業所 / 九州営業所

課題解決の道しるべリーコネ

リーガルリサーチをサポートする“サブスク型”オンライン法律コンテンツデータベース



LEGAL
CONNECTION

【司法書士実務プラスプロフェッショナル】

【司法書士実務ベーシック】

リーガルリサーチにDXのチカラを。

「リーコネ」は様々な法律分野において実務上必要な情報をワンパッケージで提供することで、調査の効率、精度の向上に貢献し、リーガルリサーチ業務をバックアップします。

EFFICIENCY

オンラインサービスだから必要な情報をいち早く見つけることができ、書籍を保管しておく必要もなし。場所を選ばず、所蔵業務も可能です。

ACCURACY

私たち新日本法規出版が蓄積するデータベースは多数の執筆者による信頼性の高い加除式書籍を基に構成、また常に最新の状態へとアップデートされるため、精度の高い調査業務を実現します。



ACCESSIBILITY

クラウドサービスのメリットを活かし、パソコン、タブレットやスマートフォンからのアクセスも簡単。外出先やリモートワーク中でも調査業務が進められます。
※スマートフォンタブレット端末では、一部ご利用いただけない機能がございます。



LEGAL CONNECTION の特徴

<p>01</p> <p>信頼性、専門性の高い法律情報を収録 新日本法規出版発行の 加除式書籍をデータベース化</p>	<p>02</p> <p>複数の書籍を跨いで 一括検索できる キーワード横断検索</p>	<p>03</p> <p>最新の改正情報や 専門家の解説・コラムを最早掲載 最新ナレッジ</p>
<p>04</p> <p>「登記申請書・契約書・議事録」をはじめ 編集可能な書式・雛形が利用可能 書式ダウンロード</p>	<p>05</p> <p>Q&A・事例解説の根拠となる関連情報 (法令・先例・判例など)をすぐに確認できる 根拠法令の閲覧</p>	<p>LEGAL CONNECTIONの 特徴や機能についてさらに詳しく WEBサイトでご確認いただけます。</p>

新日本法規出版株式会社

新日本法規出版株式会社 マーケティング部

Address 〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-4 KSビル2F

e-mail techmkt@sn-hoki.co.jp

3つのチカラで 司法書士事務所のトータルサポート ノウハウ

業務運用総合技術支援力

いまの環境を最大限生かし、これからの運用をさらに便利にする独自のトータルサポート！

- 開業時・入れ替え導入相談・支援
- 原本確認、証明書偽造対応
- 登記・供託オンライン申請環境の構築
- データのバックアップやデータ移行対応

商品力

最適運用・トラブル解決商品力

よくある「こまった」を解決し、安定した運用を支える商品力！

- 遅くなってきたパソコンへの対応
- デジタルを活用した1号書類原本確認の対応、弊社では、司法書士事務所以外にも金融機関、宅建業者、自治体への導入実績が多数あります。
- 予算とニーズに合わせたご提案。ハード・ソフト以外にも、クラウドを活用した運用サービスのご提案もご提供できます。

学びの場

知識とコミュニケーション促進力

全国の司法書士会・支部で研修会を開催！
「証明書偽造を見破る術
～本人確認資料の原本確認の対応～」
「電子契約・電子署名～基礎から登記実務まで～」

- 知っていたようで知らなかったこと
プロだからこそ知っておかなければならないこと
- 日々変わる新しい情報のキャッチアップと、日常お客様から求められる、正確かつ安全な業務を正しく知り、活用できる研修会を開催しています。
- 過去5年間で50回以上開催

日々の業務を安心して行いたい司法書士のサポーターです！

- ・新しくパソコンがほしいが、何を選べばいいかわからない
- ・本人確認をする際の、証明書のデジタルを使用した確認方法がわからない
- ・データのバックアップ方法がわからない
- ・今あるデータ（作成したデータ・メール・オンライン申請データ・会計データなど）を、新しいパソコンに移行したいけど方法がわからない

【全国で研修会を実施中】

- ・証明書偽造を見破る術ー本人確認資料の原本確認の対応ー
- ・電子契約・電子署名ー基礎知識から登記実務と今後の不動産登記ー

第52回全青司しずおか全国研修会では
・犯税法デジタル対応1号書類確認デモ
・コンビニ証明証の原本確認デモ
・研修会資料データ無料提供

【研修会実績】

神奈川県司法書士協同組合 中部登記法研究会(名古屋) 長野県司法書士会様 大阪司法書士協同組合 愛知県司法書士会名古屋中央支部 愛知県司法書士会3支部合同 京都司法書士会 埼玉司法書士会 熊谷支部 愛知県司法書士会西三河支部 佐賀県司法書士会 群馬司法書士会 宮城県司法書士会 石川県司法書士会 新潟県司法書士会 下越支部 函館司法書士会 福岡県司法書士会 沖縄県司法書士会 山梨県司法書士会 滋賀県司法書士会 宮崎県司法書士会 鹿児島県司法書士会 山形県司法書士会 置賜支部 東京都司法書士会 町田支部 長崎県司法書士会 熊本県司法書士会 埼玉司法書士会 大宮支部 福井県司法書士会 京都司法書士会 栃木県司法書士会 東京司法書士会 愛知県司法書士会一宮支部 愛知県司法書士会中央支部 東京司法書士会品川支部 三重県司法書士会 広島司法書士会 茨城青年司法書士協議会 岡山県司法書士会 倉敷支部 岐阜県司法書士会 東農支部 東京司法書士会 城北支部 埼玉司法書士会 川口支部 東京司法書士会 品川支部 埼玉司法書士協同組合 青桐会、日本司法書士会 中国ブロック会、ほか

CONTACT



株式会社 ベルコンピューターシステム

www.bell-com.biz
www.bell-com.bz (webショップ)

048-783-1231

info@bell-com.biz

〒362-0066
埼玉県上尾市領家 118-8



好評書籍のご案内

概説 信託法



編著者 村松秀樹
著者 富澤賢一郎／鈴木秀昭／三木原 聡
A5判・並製・456ページ

Q&A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法



所有者不明土地の解消に向けた新制度について背景から実務上の要点まで立案担当者が詳しく解説。
編著者 法務省民事局総務課長(前同局民事第二課長) 村松秀樹
法務省大臣官房参事官 大谷 太
A5判・並製・432ページ

所有者不明土地法制 (KINZAI/バリュー叢書L)



令和3年改正民法・改正不登法と相続土地国庫帰属法を中心に法務省民事局で立案を担当した弁護士がわかりやすく解説。
著者 TMI総合法律事務所弁護士 小田智典
四六判・並製・176ページ

信託法の精神・立法趣旨を詳解

- 信託法、整備法、施行令、施行規則の立案担当官が立案趣旨や文言解釈の考え方を体系的に詳解。
- 平成19年の現行信託法施行以降の各種法改正を踏まえ、前著「概説 新信託法」を最新の内容にアップデート。
- 実務の発展を受け「信託と遺留分侵害額請求」の解説も追加。

書籍申込書

FAX 03 (3355) 3763

2411250002

FAX送信・郵送前にもう一度注文内容のご確認をお願いします。落丁・乱丁本を除きキャンセル・返品には応じられません。

申込日 年 月 日

価格は10%税込、送料出版社負担

書籍名	コード	定 価	特別割引価格	冊数
概説 信託法	(2023.7刊) 13981	6,600円	5,940円	冊
Q&A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法	(2022.3刊) 14022	4,950円	4,450円	冊
所有者不明土地法制 (KINZAI/バリュー叢書L)	(2023.3刊) 14246	1,980円	1,780円	冊

ご送付先住所(事務所宛送付の場合は「事務所名」をご記入ください) 自宅 or 事務所 (いずれかを○で囲んでください)

(〒 -)

事務所名

フリガナ お名前 電話番号 ()

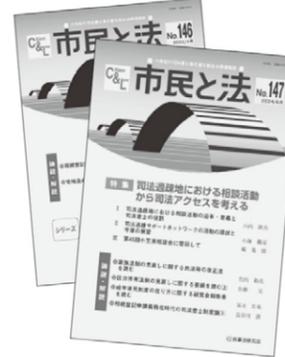
- * 本申込書をご利用の場合のみ特別割引価格を適用させていただきます。書店では特別割引価格は適用されませんのでご注意ください。(B423)
- * お支払いは同封される請求書に基づきお振込みください。お届けには10日前後かかりますので予めご了承ください。
- * コンピュータ処理をいたしますので、お名前には必ずフリガナをお願いします。

・本申込書により取得しました個人情報については次の目的で利用いたします。
当該書籍の受付・発送・管理、関連する当会および提携団体の事業・サービス等の情報提供ならびに市場調査、当会の事業・サービスの開発
・本申込書により取得しました個人情報については、個人情報保護法に定める場合を除いて、ご本人様の同意なく、利用目的外の利用および第三者提供はいたしません。

申込先 一般社団法人 金融財政事情研究会 月刊「登記情報」編集室 〒160-8519 東京都新宿区南元町19 TEL:03 (3355) 1713/FAX:03 (3355) 3763

信頼と実績の法律実務書

全青司限定 新規年間購読者キャンペーン開催!



Citizen & Law

市民と法

隔月刊
2月・4月
6月・8月
10月・12月

直販制・分冊販売不可・年間購読料9,600円(本体8,727円+税10%)送料込)

キャンペーン期間中、新規お申込みの方には
バックナンバー(過去1年間分)をプレゼント!

HPからのお申込みは
コチラから→



お申込みの際は「全青司2024しずおか」とお伝え下さい。キャンペーンを適用いたします。

最新の法令・実務・書式に対応させ改訂! 共有物の管理・変更に係る裁判や所有者不明・管理不全土地(建物)管理命令事件の裁判に関するものなど84の書式を収録!

書式 借地非訟・民事非訟の実務

[全訂六版]

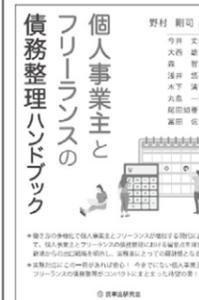
—申立てから手続終了までの書式と理論—

園部 厚 著

(A5判・695頁・定価 7700円(本体 7000円+税10%))



個人事業主とフリーランスの特徴をおさらいしたうえで、個人事業主の経営改善、事業承継、廃業や債務整理の選択肢を比較して明示! 債務整理で完結せず、将来的な再チャレンジの手法にも言及!



個人事業主とフリーランスの債務整理ハンドブック

野村剛司 編著

(A5判・188頁・定価 2750円(本体 2500円+税10%))

ADR法改正でニーズが高まるADR手続の実際を、編著者が運営する「家族のためのADRセンター」の運用と事例をもとに、具体的に解説した注目の書!

ADRを利用した離婚協議の実務

—法制度から調停の技法・手続、事例検討まで—

小泉道子 編著 入江秀晃・垣内秀介・本多康昭 著
(A5判・328頁・定価 3520円(本体 3200円+税10%))



発行 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16
(営業) TEL. 03-5798-7257 FAX. 03-5798-7258
http://www.minjiho.com/ info@minjiho.com

司法書士サプライセンター



高品質・低価格のサプライ用品で
司法書士事務所様をバックアップ

- 折込方式登記識別情報用品
- シール方式登記識別情報用品
- 表紙・デザイン用紙
- 表題シール
- 封筒
- 保管用・郵送用袋
- 高級名刺
- ゴム印
- 相続登記用品
- 会社登記用品



<https://shop.shihou-supply.com/>

SSC 司法書士サプライセンター

司法書士サプライ



運営元：日本情報開発株式会社

〒411-0814 静岡県三島市中島199-1 NJK三島ビル
TEL 055-939-6470 FAX 055-939-6580
<https://shop.shihou-supply.com/>



令和5・6年施行の改正法に対応する!

論点解説

改正民法・不動産登記法

法・政令・規則の考え方と対応

九州大学大学院法学研究院教授

七戸克彦

SHICHINOHE Katsuhiko

⇒ 実務に即応

令和5年・6年に施行となった所有者不明土地関係の民法・不動産登記法の改正ほか、新たに整備された国庫帰属法について、どこが改正され、何が新たな制度として設けられたのかを、法的論点ごとに丁寧に解説!

💡 最大のポイント

法律のみならず実務に不可欠な不動産登記令・不動産登記規則などの最新の政省令・通達についての解説も織り込み、正確な制度理解ができるように配慮!

⇒ 論点を網羅

法的論点については、法制審議会での議論、法務省の見解、各研究書・実務書の従来の見解から最新の学説までをできるだけ網羅し整理して紹介!

⇒ 法律実務家から自治体・企業の担当者まで

弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、裁判官、法務局担当者のもとより、自治体・企業法務関係部署担当者にも必読の一冊!

論点解説

Knowledge to Win

改正民法・ 不動産登記法

法・政令・規則の考え方と対応



九州大学大学院法学研究院教授
七戸克彦
SHICHINOHE Katsuhiko

令和5・6年施行の
「所有者不明土地」
「相続登記義務化」等の
法的論点を詳細に解説!

ぎょうせい

A5判・定価5,940円(10%税込) 送料400円 [電子版] 価格5,940円(10%税込)

※送料は2024年4月時点の料金です。※電子版は「ぎょうせいオンラインショップ」(<https://shop.gyousei.jp>)からご注文ください。※Kindle版もあります。

株式会社 ぎょうせい

印刷 紙 デザイン

「登記識別情報通知(新様式)」 関連商品 発売中

- 窓あき封筒セット(台紙付)
- 登記識別情報通知 新様式用 台紙
- セキュリティー用ビニール封筒 各種
- 目隠しシール(折込式用)・セキュリティーシール
- 『登記識別情報在中』封筒
- 本人確認等記録用紙
- 完了証等打ち出し用紙
- ゴム印 等

セキュリティー用ビニール封筒(台紙付) 窓あき封筒セット(台紙付)

好/評/発/売/中

資料又はサンプルを、ご希望の方はEmail
又はFAXで、お知らせください。
「お名前、ご住所、電話、FAX、Email」をご記入
頂きますようお願い申し上げます。

商・品・紹・介

★登記申請に関する用紙全般

- 表紙 識別情報用表紙、相続関係用紙(金箔・銀箔、その他)
- 封筒 特注名入り注文、別寸、カラー各種対応可能
- 領収書などの印刷

★調査士用紙関係全般

★図面用紙全般

★事務用品、ゴム印

★ファイル

- DX、識別情報、会社用、その他
- クリヤホルダー(一般、封筒型、大寸等)

★訴訟実務の事件ファイル・保存袋



長源株式会社

〒173-0004 東京都板橋区板橋1-27-11
TEL 03-3964-7371 FAX 03-3964-1959
Email:ngn@nagagen.co.jp http://www.nagagen.co.jp

第52回全青司
しずおか全国
研修会開催!

司法書士業務支援システム

全国導入実績
5,000台以上!

司法くん®

が選ばれる理由

- Point 01 オンライン申請が驚くほど速く効率的になる!
- Point 02 困った時は専属スタッフが素早く安心サポート!
- Point 03 マニュアルに頼らなくても操作ができ、使いやすい!
- Point 04 圧倒的なコストパフォーマンス!

司法書士を強力にサポート!ニーズに応える5つのシステム

<p>不動産登記システム 権利の登記・嘱託登記の業務をサポートします</p>	<p>商業登記システム 株式会社・各種法人などの設立・変更・解散登記をサポートします</p>	<p>請求管理システム 不動産事件・商業事件と連動した請求管理ができます</p>	<p>成年後見システム 予定表作成・被後見人管理・財産管理や書類作成をサポートします</p>	<p>債務整理システム 任意整理・特定調停・個人再生・自己破産をサポートします</p>
---	---	---	---	--

Amazon
ギフト
カード
プレゼント!

キャンペーン期間:2024年12月25日(水)まで

ご紹介で!
当全国研修会に参加される「司法くんユーザー様」
システムを検討のご友人をご紹介ください。ご紹介者様、被紹介者様のお二人にそれぞれAmazonギフトカード1,500円分をもれなくプレゼント!

お問合せで!
当全国研修会に参加される「司法書士業務支援システムを検討中の司法書士様」や「司法くんに興味がある司法書士様」
司法くんにお問合せいただくと、今ならAmazonギフトカード1,500円分をもれなくプレゼント!

ご紹介・お問合せはコチラ▶

※本キャンペーンは、ピクオス株式会社による提供です。本キャンペーンについてのお問合せはAmazonではお受けしておりません。「司法くん」キャンペーン事務局(TEL.099-297-5101)までお願いいたします。
※Amazon、Amazon.co.jpおよびそれらのロゴはAmazon.com, Inc.またはその関連会社の商標です。※数に限りがあるため、本キャンペーンは予告なく終了する場合があります。

開発・販売・サポート



□本社
〒890-0053 鹿児島市中央町18-1 南国センタービル
TEL.099-297-5101

□東日本支社
〒108-0074 東京都港区高輪3-24-18 高輪エンバイヤビル
TEL.03-6277-0560

お問合せ等はホームページからお気軽にどうぞ。全国にいる先輩司法書士の開業エピソードもご覧いただけます!

司法くん www.shihokun.jp 「司法くん」で検索または@shihokun.jp 司法くん@pyxosjk



全青司しずおか全国研修会にご参加される皆さまへ



掛金は全額(最大 816,000 円)社会保険料控除にできます。

加入できる方は、司法書士・配偶者・ご家族・補助者です。お支払いされた掛金は全額、社会保険料控除にできます。さらに年金受取時は公的年金等控除も受けられます。また、生計を一にする配偶者・ご家族の掛金も全額、司法書士本人の社会保険料控除にできます(条件あり)。



大切なこと、始めてみませんか。お得な制度で。

必要な時の備え、老後の生活を長期にわたって支えることが年金の役割です。受取る年金額が変動しないこと、資産が目減りしないことが重要なポイントになります。掛金のお支払いは、60歳まで。この掛金は、1.5%の予定利率で運用され、65歳(もしくは60歳)から年金をお受取りいただけます。また、死亡時に備えて、遺族一時金の保障を付加することもできます(「保障なし」もあります)。

代表的な金融商品と司法書士年金基金との違いは?

◇ 個人型確定拠出年金(イデコ)の場合

- ・ イデコは基本、5年以上20年以内の有期年金。
- ・ 運用成績次第では、元本割れする場合があります。
- ・ イデコは、本人分しか控除されません。

年金基金って、「イデコ」や「預貯金」と比べて何が違うの?

◇ 金融機関の預貯金の場合

- ・ 定期預金の金利は 0.002%、社会保険料控除はできません。また、利息に対して課税される場合があります(20.315%課税)。
- ・ 老後時の不足額(一般的に約 1,600 万円)を 20 年間で貯めるには、毎月約 66,700 円の貯金が必要。これに対して司法書士年金基金は、毎月 54,990 円の掛金で済みます(40歳0月でご夫婦が加入された場合)。

色々なこと、お気軽にご相談ください。

配偶者・ご家族・従事者(補助者)の紹介キャンペーン実施中です。

「再加入」や「60歳以上の特定加入」もございます。

資料のご請求はご遠慮なくコチラまで。マイプランも作成しますので、お気軽にお申し付けください。

税負担を軽減しながら年金資産を増やせる制度

司法書士国民年金基金

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館4階

TEL03-3341-2561/FAX03-3341-4130 <http://www.shihoshoshi-nenkin.tsknet.or.jp>



2024.11